

熊本県独自の新型コロナウイルス緊急事態宣言

【1 / 13 知事コメント】

- 本日中に、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が、新たに福岡県を含む7府県に発令されると聞いております。
- この7府県に熊本県は含まれておりません。
- 本県に対する緊急事態宣言の発令について、昨日、西村大臣と電話で協議・調整を行いました。
- 本県の状況が大変厳しい段階にあることを、西村大臣とも共有することができました。
- その中で、重症者向けの病床使用率やリンク不明の感染者数の割合など、「ステージ4」の指標に達していないものもあるとの御指摘もあり、国からは、熊本県に対し緊急事態宣言を発令する判断は示されませんでした。
- しかしながら、重症病床使用率は既に30%を超えています。ただ、複数の高齢者施設でクラスターが発生している状況を踏まえると、いつ「ステージ4」の基準である50%に達してもおかしくない状況です。
- また、先日の対策本部会議において、連携が必要と申し上げた、隣接県であり、県民の往来も多い福岡県が緊急事態宣言の対象区域となるなど、状況はさらに切迫してきています。
- そのため、明日1月14日から2月7日まで、「熊本県独自の緊急事態宣言」を発令することとします。
- これに伴い、3点の対策を強化いたします
- 1点目は、営業時間短縮要請についてです。
- これまで、熊本市中心部の酒類を提供する飲食店に対し、午後10時以降の営業を行わないよう要請してきました。
- この要請について、1月18日から2月7日まで、次のとおり内容を強化いたします。
- まず、対象区域を、熊本市中心部から、県下全域へ拡大します。

- また、対象施設を、酒類を提供する飲食店から、全ての飲食店へ拡大します。
- さらに、営業の終了時間を、午後10時から、午後8時へ前倒しします。加えて、酒類の提供時間を、午前11時から午後7時までとします。
- 事業者の皆さまには、御負担をおかけすることになりますが、これ以上の感染拡大を何としても抑え込むため、御協力をお願いします。
- 2点目は、外出についてです。
- 県内全域において、不要不急の外出を自粛してください。特に、午後8時以降については徹底してください。
- なお、食料・生活必需品の買い物や、医療機関への通院、必要な職場への出勤、屋外での運動など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出自粛の対象外とします。
- 3点目として、イベント開催に関する制限を強化するとともに、テレワークや時差出勤の推進について要請いたします。
- 最後に、県民の皆様へのお願いです。
- 本県は、いつ、国による緊急事態宣言が発令されてもおかしくない、危機的状況にあります。
- これ以上の感染拡大を防ぎ、医療崩壊を防ぐためにも、営業時間短縮や外出自粛要請に御協力いただくよう、強くお願いします。
- そして何よりも、マスクの着用や、こまめな手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底し、常に、「感染しない」、「感染させない」ことを意識しながら、行動していただくようお願いします。
- 国による緊急事態宣言発出という状況にならないよう、私が先頭に立ち、九州各県とも緊密に連携しながら、引き続き、全力を尽くして参ります。
- 県民一丸となって、この難局を乗り越えて行きましょう。

(以上)